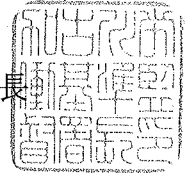


加古川基署発 0820 第 1 号
令和 2 年 8 月 20 日

加古川労働基準協会 会長 殿

加古川労働基準監督署長



加古川第 13 次労働災害防止推進 5 か年計画の目標達成に向け
た製造業における労働災害防止対策の徹底について(協力要請)

平素は、労働基準行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働災害の防止は労働基準行政の最重点課題のひとつとして取り組んでいるところであり、その一環として平成 30 年から令和 4 年の 5 か年で死亡労働災害を平成 29 年に比して 15%以上減少させること、休業 4 日以上の死傷災害(以下「死傷災害」といいます。)を平成 29 年に比して全産業で 5%、製造業で 15%以上減少させることを目標とした加古川第 13 次労働災害防止推進 5 か年計画(以下「13 次防」といいます。)を展開しています。

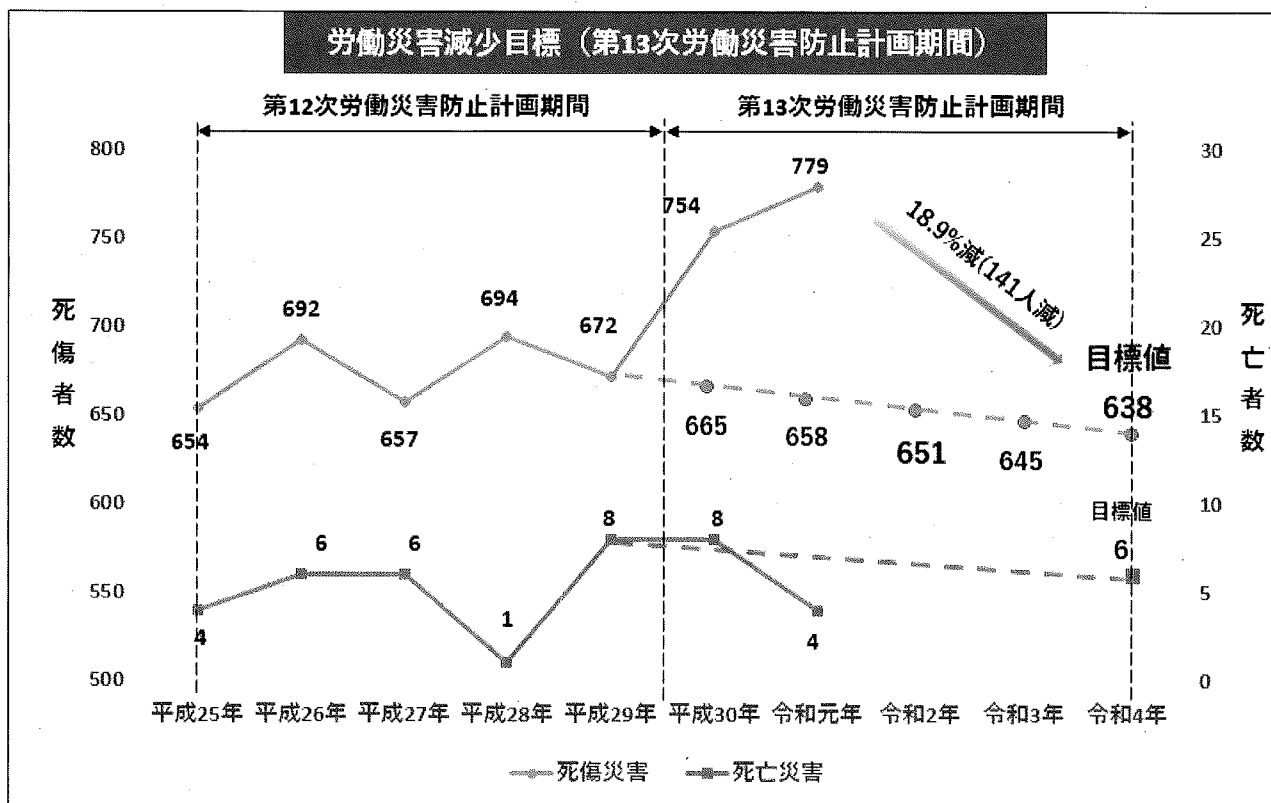
しかしながら、令和元年に加古川署管内で発生した死傷災害は全産業で 779 件と平成 29 年比 107 件(15.9%増)の増加、製造業においても 257 件と平成 29 年比 30 件(13.2%増)の増加となっており、更に本年も昨年を上回る死傷災害が発生している状況となっています。特に近年は高年齢労働者における転倒災害が増加しており、中には転倒に伴い骨折するなど重症化する災害も多く発生していることから、転倒災害防止対策の推進が 13 次防の目標達成に向けた取り組みとしても急務なものとなっています。

当署としましては、労働災害の増加傾向に歯止めをかけ、更に減少傾向に転じさせるべく、労働災害防止対策の一層の取り組みを要請し、その徹底を図ることといたしました。

つきましては、製造業において多数発生している「転倒災害」「はさまれ、巻き込まれ災害」「クレーン災害」等の防止のため、転倒災害防止対策の推進として、4S 活動の実施、見える化の促進等のほか、昨年度より兵庫労働局において展開している「兵庫リスク低減 MS 運動」に基づく取り組み等労働災害防止対策の徹底について、関係事業場への周知に特段の御理解と御協力をお願いいたします。

また、労働災害防止対策の推進にあたっては、厚生労働省及び兵庫労働局の各ホームページにおいて掲載されている下記の各種情報を参考にいただき、労働災害防止活動にご活用ください。

労働災害減少目標（第13次労働災害防止計画期間）



記

兵庫リスク低減 MS 運動

兵庫リスク低減 MS 運動

https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/enzen_eisei/_120770_00002.html

STOP！転倒災害プロジェクト

STOP 転倒災害

<https://enzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>

リスクアセスメント等関連資料・教材一覧

リスクアセスメント資料

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/index.html>

化学物質のリスクアセスメント実施支援

化学物質リスクアセスメント

<https://enzeninfo.mhlw.go.jp/user/enzen/kag/ankgc07.htm>

高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン

(エイジフレンドリーガイドライン)

エイジフレンドリーガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000623027.pdf>

STOP！熱中症クールワークキャンペーン

STOP 熱中症

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>